

防災訓練実施結果報告書

平成28年11月21日

原子力規制委員会 殿

報告者

住 所 東京都台東区東上野1-28-9

氏 名 公益財団法人核物質管理センター

理 事 長 下村 和生

(担当者 赤井 智

所属 六ヶ所保障措置センター安全管理課

電話 0175-71-0474)

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字沖付4-108	
防災訓練実施年月日	平成28年9月13日	平成28年9月2日 平成28年9月6日
防災訓練のために想定した 原子力災害の概要	別紙1のとおり	別紙2のとおり
防災訓練の項目	総合訓練	要素訓練
防災訓練の内容	別紙1のとおり	別紙2のとおり
防災訓練の結果の概要	別紙1のとおり	別紙2のとおり
今後の原子力災害対策に向けた改善点	別紙1のとおり	別紙2のとおり

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

防災訓練結果報告の概要

1. 訓練の目的

本訓練は、核物質管理センター六ヶ所保障措置センター原子力事業者防災業務計画第2章第5節第2項「防災訓練」に基づき、原子力災害を想定した総合訓練を実施することで、原子力防災組織が有効に機能することを確認する。訓練後は訓練モニターの評価結果、反省会で得られた意見等を踏まえて評価を行い、課題等を明らかにして対応能力の向上を図ることを目的とする。また、必要に応じて訓練結果を防災業務計画等に反映する。なお、今年度の防災訓練は日本原燃株式会社と合同で行い、初動対応が確実にできることを確認することとしたため、前年度の改善点は、別途要素訓練を実施し確認することとする。

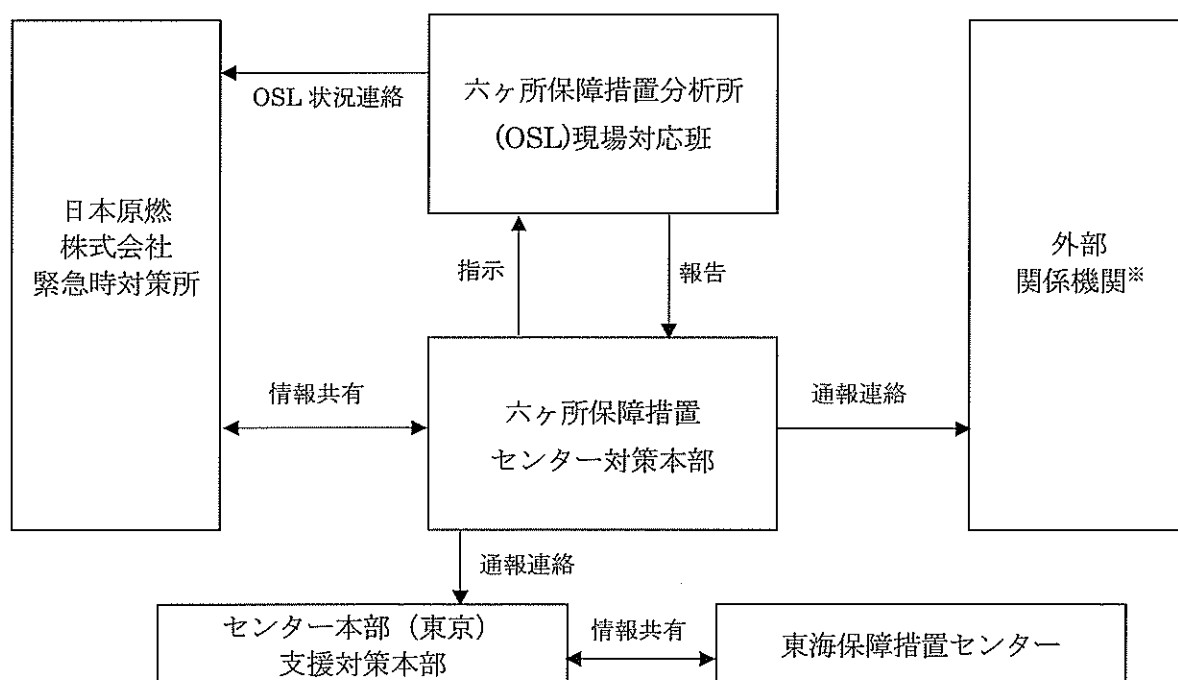
2. 訓練実施日時及び対象施設

実施日時：平成 28 年 9 月 13 日（火） 13:00～16:00

対象施設：（公財）核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター
六ヶ所保障措置分析所（OSL）

3. 実施体制、参加者等、評価方法

（1）実施体制



※外部関係機関の通報、連絡は以下の機関とし下記以外は省略する。

- ① 原子力規制庁（原子力災害対策・核物質防護課、六ヶ所原子力規制事務所）
- ② 青森県 原子力安全対策課

- ③ 六ヶ所村 原子力対策課
- ④ 日本原燃株式会社 (JNFL) 核物質管理課、防災管理課

(2) 参加者等

1) 訓練参加者 (45 名)

- ① 核物質管理センター六ヶ所保障措置センター及び協力会社員 (対策本部 17 名、現場対応 9 名)
- ② 核物質管理センター本部 (13 名)
- ③ 核物質管理センター東海保障措置センター (6 名)

2) 訓練モニター兼コントローラ

- ① 六ヶ所保障措置センター (4 名)

(3) 評価方法

第 5 項に示す訓練内容等について訓練モニターが対応状況を確認するとともに、訓練終了後の反省会で改善点の摘出を行い、原因の洗い出し及び有効な対策の検討を行う。

4. 訓練の想定

六ヶ所村で震度 7 の地震が発生し、その影響により OSL を含む再処理施設サイト内で全動力電源が喪失する (但し JNFL 緊急時対策所のインフラを除く)。OSL、AK 建屋内の控室 (AK 第 4 控室) でも通信機器等が機能停止に陥るが、設備等の破損はない。

全動力電源喪失後、高レベル廃液ガラス固化建屋 (KA 建屋) の冷却機能が喪失したことにより、高レベル濃縮廃液が沸騰し蒸発乾固が発生する。これに伴い周辺監視区域境界近傍 (モニタリングポスト No. 2) の測定値が上昇し原災法第 10 条通報基準値である γ 線測定値が $5 \mu\text{Sv/h}$ を超える。さらに同状態が 10 分以上継続し第 15 条通報事象に至る。

5. 訓練の内容

(1) 対策本部

1) 原子力防災要員の参集、対策本部の設置等の初動対応訓練

地震発生後、関係者が速やかに安全対策室に参集し、対策本部が設置できること。また、人員点呼 (現場対応班の人員を含む) を実施し、結果の集約が迅速、確実にできること。

2) 現場対応班との情報伝達訓練

現場対応班から必要な情報を入手し、対策本部内で共有できること。また、対策本部からの指示等が錯綜することなく現場対応班に伝達できること。

3) 外部関係機関への通報、特定事象の推移にともなう適時の情報発信訓練

- ① 地震発生時に外部関係機関へ警戒事象発生通報が 15 分以内に発信できること。
- ② 外部関係機関へ異常事象等通報連絡書が速やかに発信できること。
- ③ JNFL から情報を得て、特定事象発生時（10 条通報事象）に外部関係機関へ特定事象発生通報が 15 分以内に発信できること。
- ④ JNFL から情報を得て、15 条通報事象に進展したと判断した際に外部関係機関へ特定事象の経過連絡が 15 分以内に発信できること。

(2) 現場対応班（OSL）

1) 初期対応訓練

OSL 内入域者は第 3 サブチェンジングループに集合し、人員点呼（安否確認含む）の実施後、最低限の保全措置を実施して速やかに OSL から避難できること。

2) 対策本部との円滑な情報連絡訓練

JNFL 緊急時対策所から提供を受けたモニタリングポストの測定値を確実に対策本部へ伝達できること。

(3) 現場対応班（AK 第 4 控室）

現場対応班から人員点呼結果、現場の状況を、衛星電話を用いて対策本部へ報告できること。

(4) 支援対策本部

1) 支援対策本部の設置訓練

六ヶ所保障措置センターから対策本部設置の連絡を受けて、センター本部に支援対策本部が設置できること。

2) 支援対策組織運営訓練

- ① 支援対策本部が東海保障措置センターと協力して情報収集及び支援活動の体制が整えられること。
- ② 原子力規制庁へ派遣する職員を決定し、六ヶ所保障措置センターへ連絡できること（派遣は模擬）。

6. 訓練の結果

(1) 対策本部

1) 原子力防災要員の参集、対策本部の設置等の初動対応訓練

地震発生後、関係者が速やかに安全対策室に参集し、対策本部が設置できた。また、人員点呼（現場対応班の人員を含む）を実施し、六ヶ所保障措置センター

内の人員点呼は速やかに集約することができた。現場対応班の人員点呼については、通信機器等の機能停止により連絡方法が限定されたが、対策本部と現場対応班間で衛星電話を用いて情報を伝達し、確実に集約することができた。

2) 現場対応班との情報伝達訓練

現場対応班から衛星電話により、施設の状況、通信設備の不通の連絡を受け、対策本部の各班長は情報の収集、対策本部長への報告、現場対応班への対応指示等を錯綜することなく実施することができた。

3) 外部関係機関への通報、特定事象の推移にともなう適時の情報発信訓練

6カ所の外部関係機関に対し、地震発生後の警戒事象通報、異常事象発生に係る通報、原災法第10条、原災法第15条等の通報を行った。この際、通報には衛星電話を用いたFAX送信で行ったが機器の性能上、1カ所ずつしか送信できなかったことから、1カ所目の外部関係機関には15分以内に通報ができたものの、6カ所目の外部関係機関への通報が終了するまでには約20分の時間を要した。

(2) 現場対応班（OSL）

1) 初動対応訓練

OSL内入域者は第3サブチェンジングループに集合し、人員点呼（安否確認含む）及び最低限の保全措置を実施後、速やかにOSLから避難することができた。

2) 対策本部との円滑な情報連絡訓練

JNFL緊急時対策所から提供を受けたモニタリングポストの測定値を、確実に対策本部へ伝達することができた。

(3) 現場対応班（AK第4控室）

現場対応班から人員点呼結果（OSL含む）及び現場の状況（OSL含む）について、衛星電話を用いて対策本部へ報告できた。しかしながら、衛星電話は屋外でしか使用できず、屋外にいる衛星電話対応者とAK第4控室の間で伝令を用いて情報伝達を行ったため、対策本部への情報の伝達に時間がかかった。

(4) 支援対策本部

1) 支援対策本部の設置訓練

六ヶ所保障措置センターから対策本部設置の連絡を受けて、センター本部に支援対策本部を設置することができた。

2) 支援対策組織運営訓練

- ① 東海保障措置センターと協力し、情報収集及び支援活動の体制を整えることができた。
- ② 原子力規制庁へ派遣する職員を決定し、六ヶ所保障措置センターへ連絡することができた（派遣は模擬）。

7. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

訓練で得た反省点及び評価結果から、以下の改善を図るとともに、緊急事態に対応する能力の向上に取り組む。

- (1) 外部関係機関への通報（FAX 送信）は、衛星電話に接続できる FAX 送信機の性能上 1 ヶ所ずつしか送信できず、6 ヶ所の外部関係機関に送信するために約 20 分の時間を要した。実際に同様の事象が発生した場合、原子力事業者防災業務計画に基づいた通報連絡先は、22 ヶ所であり全ての外部関係機関へ通報を終了するまでに約 1 時間の時間を要することが想定される。衛星電話を用いた FAX 一斉送信システム等、15 分以内に通報できる方法を検討する。
- (2) 通信設備が不通（衛星電話のみ使用可能）となった際の情報伝達に時間がかかったことから、対策本部、現場対応班、電話連絡者間の情報伝達方法を検討し、時間短縮を図る。

以上

要素訓練結果報告の概要

1. 訓練の目的

本訓練は、原子力災害時における救護に係る手順の検証を行うとともに、資機材の取扱いについて習熟を図ることを目的とする。

2. 訓練実施日及び対象施設

実施日時： 平成 28 年 9 月 2 日（金）、平成 28 年 9 月 6 日（火）

対象施設： 六ヶ所保障措置センター 六ヶ所保障措置分析所

3. 実施体制、参加者、評価方法

(1) 実施体制

実施責任者を設け、実施対象者が訓練を行う。

実施責任者：分析課長

実施対象者：分析課員、安全管理課員

(2) 参加者

平成 28 年 9 月 2 日（金） 9 名

平成 28 年 9 月 6 日（火） 8 名

(3) 評価方法

訓練内容について実施責任者が対応状況を確認し、評価を行う。

4. 原子力災害想定の概要

(1) 救護訓練

管理区域内で傷病者が発生したことを想定

5. 訓練の項目

要素訓練

6. 訓練の内容

救護訓練

7. 訓練の結果

救護に係る手順に問題のないことが確認できた。また、救護に用いる資機材の取扱いについても習熟を図ることができた。

8. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

今回は問題なく良好に実施できた。今後も訓練を継続し、習熟を図る。

以上